

令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験募集要項

この採用試験は、令和8年 11 月1日付採用予定の西東京市会計年度任用職員の採用候補者を決定するために行うものです。

1 職種及び採用予定人数等

職種	採用予定者数	勤務場所
体力増進指導委員	1名	西東京市立児童センター

2 受験資格

(1) 資格・免許

次のいずれかに該当する者。

ア	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校若しくは幼稚園の教諭となる資格、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に規定する保育士の資格又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)に規定する社会福祉士の資格を有する者
イ	厚生労働省設置法(平成 11 年法律第 97 号)第 17 条に規定する地方厚生局の局長又は同法第 19 条に規定する地方厚生支局の支局長の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
ウ	学校教育法第 90 条第1項に規定する大学に入学することのできる者又は同条第2項の規定により大学の入学を認められた者であって、児童福祉法第 21 条の9に規定する放課後児童健全育成事業に2年以上(臨時的に任用された期間又はこれに相当する期間を除く。)従事した者
エ	次のいずれかに該当する者であって、市長が適当と認めたもの ア 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第 388 号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。) イ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて、修士課程又は博士課程を修了した者

(2) 欠格事項(次のいずれかに該当する方は、受験できません。)

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条

ア	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ	西東京市において懲戒免職の処分を受け、その日から2年を経過しない人
ウ	人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
エ	日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件等

(1)勤務日及び勤務時間、勤務場所

勤務日	勤務時間	勤務場所
月曜日から土曜日までの間の 所属長が指定する週 5 日程度	(月曜日～金曜日) 午後1時から午後6時まで (土曜日) 午前9時 15 分から午後6時まで	西東京市立 児童センター

(2)勤務内容

児童センターにある体力増進のための施設や設備を活用して、特に児童の健康及び体力増進にとって効果的な遊びを指導の中心に行事等を計画し、実施することを目的とした職務

(3)報酬等

ア 報酬額

時給 1,620円

イ 通勤費及び期末手当

西東京市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例により期末手当及び通勤手当相当の報酬を支給します。

(4)社会保険等

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより加入となります。

(5)休暇・休業等

有給休暇等は、労働基準法及び西東京市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与します。

4 試験方法及び日程等

(1) 面接試験(選考)

応募者全員に対して、次のとおり行います。

ア 日時 令和8年 10 月9日(金)から令和8年 10 月 16 日(金)までの間で市が指定する日時
集合時間は、受付終了後、郵送等により各自に通知します。

なお、受験者の都合による試験時間等の変更はできません。

イ 場所 西東京市役所

(2) 採用候補者(名簿登載者)の決定及び通知

提出書類及び面接試験(選考)の結果を総合的に判定のうえ採用候補者(名簿登載者)を決定し、令和8年 10 月下旬までに可否を通知します。

5 採用候補者の取扱い等

(1) 採用候補者名簿への登載

選考に合格された方は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、**令和9年3月 31 日までとなります。**

(2) 採用について

ア 採用内定の連絡

名簿登載期間内で採用職に欠員が生じることとなった場合、市(児童青少年課)から採用候補者名簿に登載された成績上位者へ採用内定の連絡をいたします。その際に採用日、勤務日、勤務時間及び報酬等の具体的な勤務条件を提示します。

イ 採用の応諾又は辞退

採用内定者は、具体的に示された勤務条件で採用に応じるか、又は採用を辞退するか判断していただき、書面によりその旨回答していただきます。

採用辞退される場合は次回の採用の参考とするため、辞退理由をお伺いする場合があります。なお、採用を辞退された場合、ご本人からの意思表示がない限り採用候補者名簿から削除されます。

ウ 採用

採用されてから1か月間の条件付採用期間があり、その間の能力実証の結果が良好である場合、採用となります。なお、採用後1か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合には、その日数が 15 日に達するまで条件付採用期間を延長します。任期終了後に再度任用された場合には、改めて条件付採用期間が設定されます。

共済組合の加入対象の方は、採用決定後、就労可能な健康状態であるかを確認するため、原則健康診断を受診していただきます。

(3)任用期間

令和8年 11 月1日から令和9年3月 31 日まで。

会計年度任用職員の任用期間は、会計年度をまたがらない1年以内となっています(地方公務員法第 22 条の2第2項参照)。

なお、西東京市の条件を全て満たした場合、同一の職務内容と認められる職への公募によらない選考(勤務成績を資料とした選考)を受けることができます(西東京市会計年度任用職員の任用等に関する規則参照)。

6 応募の手続

(1)申込書の配布

ア 配布期間及び時間

令和8年9月 11 日(金)から令和8年 10 月9日(金)まで

※午前8時 30 分から午後5時まで。土・日曜日、祝日は除く。

イ 配布場所

西東京市役所 田無第二庁舎2階児童青少年課

(申込書は西東京市ホームページからダウンロードすることもできます。)

(2)申込書の受付

方法	期間	場所
持参	令和8年9月 11 日(金)から令和8年 10 月9日(金)まで ※午前8時 30 分から午後5時まで ※土・日曜日、祝日は除く。	西東京市役所 田無第二庁舎2階 児童青少年課
郵送	令和8年9月 11 日(金)から令和8年 10 月9日(金)まで(必着) ※申込書を書留以外で郵送した場合の事故について、本市は一切の責任を負いません。	〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番 13 号 西東京市子ども若者部児童青少年課管理 係 宛て
メール	令和8年9月 11 日(金)から令和8年 10 月9日(金)まで	メールアドレス: jidou@city.nishitokyo.lg.jp 件名に「体力増進指導委員応募」と記載してください。

(3) 申込に必要な書類

応募書類		注意事項
①	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験申込書	・当市指定用紙を使用してください。 ・履歴書の指定箇所に、最近3箇月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、4cm×3cm型の写真をのりづけすること。
②	履歴書	当市指定用紙を使用してください。
③	自己紹介票	当市指定用紙を使用してください。
④	令和8年度 西東京市会計年度任用職員採用試験受験票	当市指定用紙を使用してください。
⑤	返信用封筒 (1) 受験票の送付をメールで希望の場合・・・1通 (2) 受験票の送付を郵送で希望の場合・・・2通 ※メールで申込みかつ(1)の場合、試験当日にお持ちください	・定形長形3号の封筒を各自で用意してください。 ・110円切手を貼り、住所、氏名(様と記入)を記入してください。
⑤	受験資格の証明書(写し)	資格がない場合には採用されません。

7 その他

- (1) 当市の他の職(任用)と合計して一週あたり 38 時間 45 分以上働くことはできません。
- (2) 申込書等の提出書類は、採用試験に係る目的以外には使用いたしません。
なお、提出後の返却はできません。
- (3) 申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに下記の担当までご連絡ください。
- (4) 採用試験に関して提出した書類等の内容に虚偽があると、会計年度任用職員として採用される資格を失う場合があります。

8 郵送・問い合わせ先

西東京市児童青少年課管理係 担当 水田・石川・浅野
〒188-8666 西東京市南町5丁目6番 13 号(田無庁舎)
電話 042-460-9843(直通)
042-464-1311(内線 11543)
メール: jidou@city.nishitokyo.lg.jp